

業務提携に関する協定書

独立行政法人国立高等専門学校機構 函館工業高等専門学校（以下「甲」という。）と、財団法人北海道科学技術総合振興センター（以下「乙」という。）は、次のとおり業務提携に関する協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、地域の発展及び技術向上のため、相互の協力のもとに緊密な連携を図り、相互に有する資源の融合により知の活用を戦略的かつ効果的に推進することを目的として、次条以下に掲げる業務を提携する。

（業務提携内容）

第2条 甲及び乙は、相手方の依頼を受け、地域企業等との情報交流等による産学官連携業務を行う。

- 2 乙は、甲と地域企業等との共同研究、受託研究等の斡旋、仲介業務等を行う。
- 3 乙は、甲が受ける行政・研究支援機関の各種研究助成金・受託研究・補助金等競争的資金の獲得支援、仲介業務等を行う。
- 4 甲及び乙は、本業務提携に基づき具体的な連携事項について覚書を交わすものとする。

（職員の受入れ）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく業務提携に関し、双方協議のうえ相手方の職員を受入れることができる。

（施設等の利用）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく業務提携に関し、双方協議のうえ相手方の施設等を利用することができます。

（資料、情報提供）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務提携の遂行に必要な既存資料及び情報を相手方に提供することができる。

（秘密の保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく業務提携に当たって知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

(協定の解除)

第7条 甲及び乙は、相手方が本協定の遂行を怠りまたは協力しないとき、その他この協定に違背する事実があったとき、この協定を解除することができる。

(協議)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく細目に関しては双方協議して決定する。なお、本協定は、必要に応じて甲及び乙の協議により改定することができる。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定成立の日から1年間とする。ただし、期間満了3か月前までに双方いずれかから申出がないときは、この協定は更新されたものとして引き続き1年間有効とし、その後も同様とする。

- 2 本協定の失効については、双方いずれかが3か月前までに協定終了の意思表示を行い、協議するものとする。
- 3 第6条の定めは、前2項にかかわりなく無期限に有効とする。

以上協定を証して、本書2通を作成し甲乙各1通を保管する。

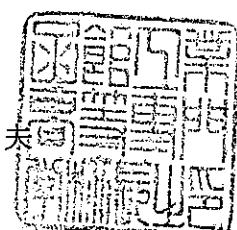
平成21年5月28日

(甲) 函館市戸倉町14番1号

独立行政法人国立高等専門学校機構

函館工業高等専門学校

校長 岩熊敏夫



(乙) 札幌市北区21条西12丁目

財団法人北海道科学技術総合振興センター

理事長 近藤龍夫

